

現金等でお支払い(非ETC車)のお客さま

(ETC無線走行ではなく、一旦停止によるETCカードでの精算を含みます。)

E25 西名阪自動車道、**E26** 近畿自動車道および阪和自動車道をご利用時、
入口料金所で料金をお支払いいただいた際に **通行証** をお受け取りください。
出口料金所もしくは本線料金所において入口で受け取った **通行証** を**提示**の
うえ**精算**をお願いします。

通行証 の**提示**が無かった場合は、**区間最大額**での**精算**となりますので**ご注意**
ください。

(2)-① 長原ICまたは松原IC ⇒ 松原JCT(阪神高速方面)をご利用の場合

- 入口料金所では通行料金をお支払い後、**通行証** を発行します。
- 阪神高速の料金所**では **通行証** を**提示**する必要は**ございません**。



(3)-① 長原ICまたは松原IC ⇒ 西名阪道・近畿道・阪和道をご利用の場合

- 入口料金所では通行料金をお支払い後、**通行証** を発行します。
- 次の料金所では **通行証** を**提示**のうえ**精算**をお願いします。



ご注意ください! 八尾本線料金所で **通行証** の提示が無かった場合、区間最大料金750円での精算となります。

(1) 長原IC ⇄ 松原ICをご利用の場合

- 入口料金所では通行料金をお支払い後、**通行証** を発行します。
- 出口料金所では **通行証** を**提示**のうえ、**お支払いはございません**。



ご注意ください! 松原料金所で **通行証** の提示が無かった場合、再度、区間最大料金220円での精算となります。

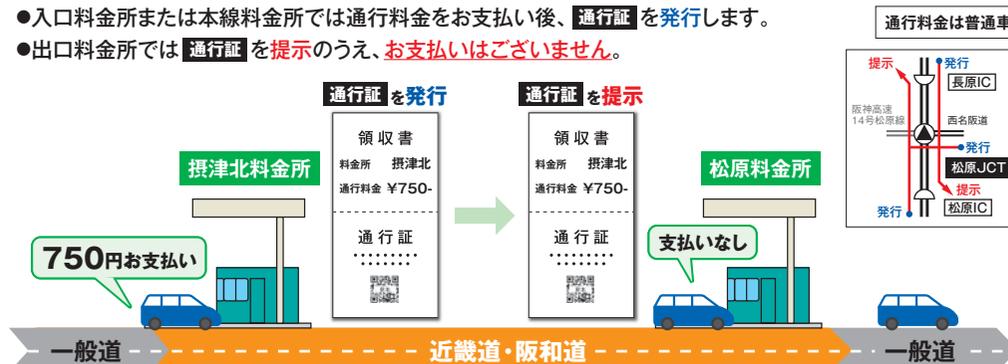
(2)-② 松原JCT(阪神高速方面) ⇒ 長原ICまたは松原ICをご利用の場合

- **通行証** の発行及び**提示**は**ございません**。出口料金所で通行料金をお支払いください。



(3)-② 西名阪道・近畿道・阪和道 ⇒ 長原ICまたは松原ICをご利用の場合

- 入口料金所または本線料金所では通行料金をお支払い後、**通行証** を発行します。
- 出口料金所では **通行証** を**提示**のうえ、**お支払いはございません**。



ご注意ください! 松原料金所で **通行証** の提示が無かった場合、長原IC⇄松原ICの区間料金220円での精算となります。

¥ 料金表 (長原IC⇄松原IC)

ETC車の料金	210	180	長原IC	非ETC車の料金
	220	190		
	230	200		
	260	210		
	320	240		
松原IC	180	松原JCT	210	
	190		220	
	200		230	
	210		260	
	240		320	
	210	210		
	220	220		
	230	230		
	260	260		
	320	320		

凡例

左上: ETC車	(上段から)
右下: 非ETC車	軽自動車等(円)
	普通車(円)
	中型車(円)
	大型車(円)
	特大車(円)

E25 西名阪自動車道、E26 近畿自動車道および阪和自動車道など、上記以外の料金については、NEXCO西日本のWEBサイトにてご確認ください。

<https://search.w-nexco.co.jp/>

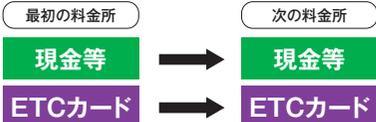
ETC車

入口から出口までETCカードは
抜かないでください。

現金等

でお支払いの場合はETC車載器に
ETCカードを挿入しないでください。

最初の料金所と次の料金所では、同じ支払い手段でお支払いください。

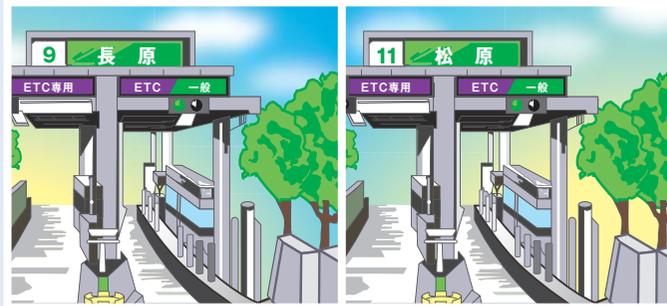


令和元年9月2日(月) 午前0時~

近畿圏の高速道路における料金体系の整理・統一にあたり

E26 近畿自動車道・阪和自動車道

長原IC・松原IC お支払い方法が変わります。



長原IC・松原ICは、これまで料金収受器(料金収受箱)による料金収受を行っていましたが、料金所施設の完成・運用開始に伴い、今後はETC無線通信または料金所ブースで料金をいただきます。

長原IC ↔ 松原IC	ETC車	220円
	非ETC車	220円
長原IC・松原IC ↔ 松原JCT	ETC車	190円
	非ETC車	220円

※すべて普通車の料金になります。

現金等でお支払い(非ETC車)のお客さま



▲通行証見本

E25 西名阪自動車道、E26 近畿自動車道
および阪和自動車道において

通行証の運用を開始します。

紛失されますと区間最大額となる場合
がありますのでご注意ください。

※詳しくは中(折込み)面をご覧ください。

NEXCO西日本お客さまセンター(年中無休・24時間)

0120-924863 (クルマでかけて24時間ハローさん)

※IP電話等一部の電話からはフリーダイヤルがご利用できない場合があります。その場合は、06-6876-9031 (通話料有料)

みち、ひと…未来へ。



ETC車のお客さま

ETCカードをETC車載器に挿入して通行してください。

通行料金は出口でご案内します。

通行料金は普通車

例 阪神高速14号松原線→松原ICをご走行の場合



例 松原IC→長原ICをご走行の場合



ETCのご利用方法について



高速道路に入る前から出た後まで、
車載器にETCカードの挿入が必要です。

入口・出口のETCのアンテナでの無線通信で走行区間を判定するため、高速道路に入る前から出た後まで、車載器にETCカードの挿入が必要です。

※サービスエリア・パーキングエリアでご休憩の際に車載器からカードを取り出される場合は、ご出発前に車載器にカードを挿入してください。

ご注意ください!

ETCカードの挿入がない場合や走行途中でETCカードを抜いた場合は、**区間最大額の請求**となります。

※走行途中でETCカードを入れ替えた場合も同様です。